

山梨県公報

第五十四号

令和元年

十二月二日

月 曜 日

目 次

公 告

- 県税等の収納事務の委託……………三七八
- 令和元年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………三七八
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………三三八
- 土地改良法第八十七条の三第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………三三八

公 告

● 県税等の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり県税等の収納の事務を委託した。

令和元年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託事務の範囲

法人二税等(法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税)、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動車税種別割、鉦区税、県固定資産税に係る本税、延滞金及び加算金についてコンビニエンスストアの店舗を通じて収納し、その収納金を指定金融機関(山梨県財務規則(昭和三十九年規則第十一号)第二百四条第一項に定めるものをいう。)に払い込み、その収納情報を山梨県に提供する事務

二 委託の相手方(コンビニエンスストアを通じて収納代行業務を行う会社)

山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行

東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社

三 委託の期間 令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで

四 提携コンビニエンスストア本部

所在地及び名称

チェーン名

東京都中央区日本橋一丁目一番一号 グローサーズチェーン株式会社	国分 コミュニティ・ストア
東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス	MMK設置店
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート	セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア及びタイエー
東京都千代田区二番町八番地八 セブンイレブン・ジャパン	セブンイレブン
東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート	ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ	ポプラ、くらしハウス、スリーエイト及び生活彩家
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社	ミニストップ
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア及びヤマザキスペシャルパートナーショップ
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン	ローソン及びローソンストア一〇〇

● 令和元年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第

二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和元年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五六六・七六ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七九・〇二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、〇九五・九七ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一一・一八ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六八九・九九ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五二・五三ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・〇一ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇二九・四五ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五三三・三三ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二七・一一ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一八・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、〇九八・二七ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一五一・二五ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二四・六二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一六七・三〇ヘクタール

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 富士急行株式

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

会社 代表取締役 堀内光一郎 山梨県富士吉田市新西原五丁目二番一号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 富士吉田富士急ターミナルビル 山梨県富士吉田市上吉田二丁目五番一号

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社富士急百貨店 代表取締役 勝俣勲 山梨県富士吉田市上吉田二丁目五番一号 外十四者	株式会社富士急百貨店 代表取締役 勝俣收 山梨県富士吉田市上吉田二丁目五番一号 外八者

3 変更の年月日 平成三十年三月一日外

届出年月日 令和元年十一月十三日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年四月二日まで

● 土地改良法第八十七条の三第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業(尾根地区農地中間管理機構関連農地整備事業)計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和元年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和二年一月六日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年一月二十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年六月一日まで